促進するための仕掛け

目指す姿

市民との強固な信頼関係を構築し、職員一丸となって、全力で仕事に取り組む市役所

実現のために

コンプライアンスの推進

・法令等の遵守(不祥事の防止)
・市民のニーズや社会の要請に応える行動

研修

人事評価

人事配置

表彰制度

÷

組織づくり

組織風土の改革

- ・風通しの良い職場
- ・協力し合う職場

職員個々人の具体的な取り組み

部下を持つ職員の取り組み

意識向上•行動変化

個人の意識への働きかけ

行動規範集

コンプライアンスに 関する庁内推進体制 の構築

コンプライアンス意識醸成のための仕組み

周知に関する課題・

- ■トップのコンプライアンス推進 に関する意思の伝え方
- ■全職員まで伝わる周知方法

横浜市における庁内推進体制①

〔 出典:横浜市ホームページ 〕

【コンプライアンス委員会】

- 市長が指名した副市長を「総括コンプライアンス責任者」に任命。
- 総括責任者を委員長として局区長級の職員で構成される「コンプライアンス委員会」を設置。

会 務:

- ①法令の遵守及び倫理の保持による公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する制度及び体制の整備に関すること
- ②法令の遵守及び倫理の保持による公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する制度の実施状況の把握、点検、評価及び総合調整に関すること
- ③ 局区コンプライアンス推進委員会に対する指導及び助言に関すること

【局区コンプライアンス推進委員会】

- 各局区長を「局区コンプライアンス責任者」に任命。
- 各局区に「局区コンプライアンス推進委員会」を設置。

会務:

- ①局区における法令の遵守及び倫理の保持による公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する体制の整備に関すること
- ②局区における法令の遵守及び倫理の保持による公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する制度の実施状況の把握、点検、 評価及び総合調整に関すること
- ③局区における法令の遵守及び倫理の保持による公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する制度に基づく対応及び処理に 関すること
- ④局区における法令の遵守及び倫理の保持による公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する委員会への報告に関すること

【外部評価委員の設置】

• 有識者を「コンプライアンス外部評価委員」として選任

職務: 法令の遵守及び倫理の保持による公正な職務の執行及び適正な行政運営の状況についての意見を伺う

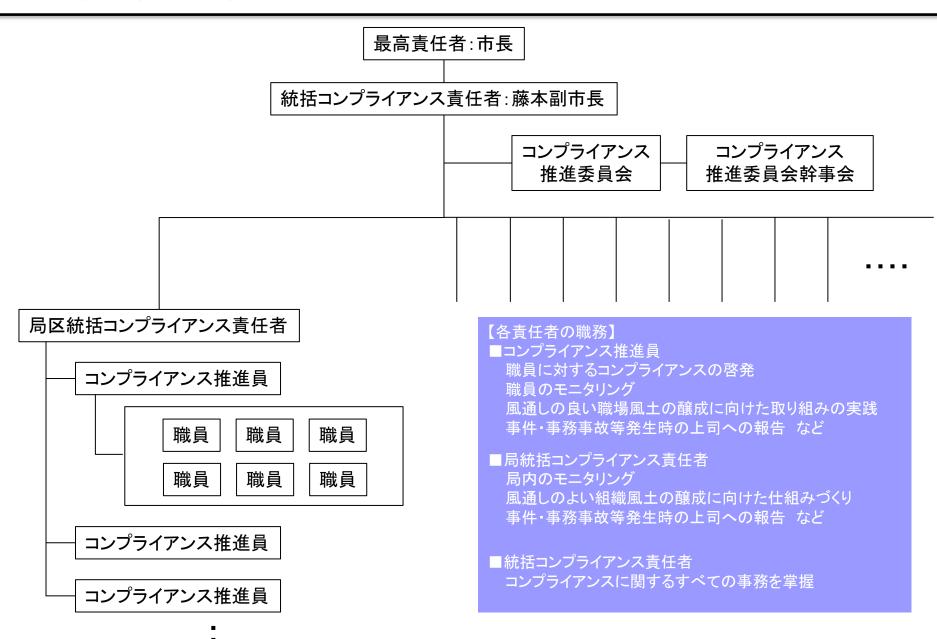
横浜市における庁内推進体制②

〔 出典:横浜市ホームページ 〕

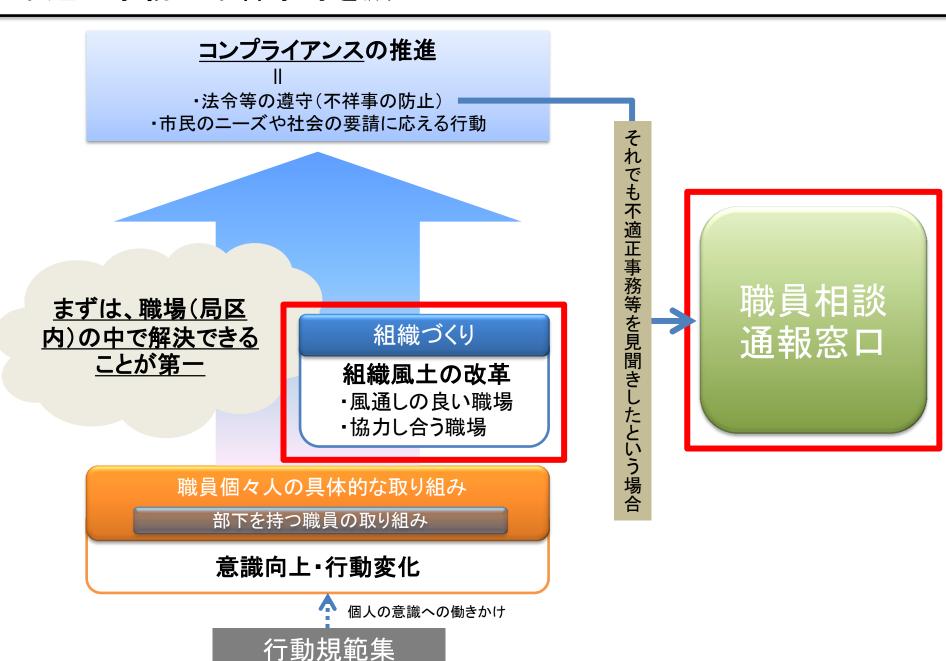
【各責任者等の職務】

職名	職位	職務
総括コンプライアンス 責任者	副市長	法令の遵守及び倫理の保持による公正な職務の執行及び適正な行政運営を総合的 かつ継続的に推進する
局区コンプライアンス 責任者	所管局区の長	(1) 局区の所掌事務に係る内部監察の実施及び報告に関すること。 (2) 局区における不祥事防止に係る職員の指導監督等に関すること。 (3) 局区における不祥事防止研修の実施に関すること。 (4) 局区の所掌事務に係る内部通報の調査に関すること。 (5) 局区の所掌事務に係る内部通報の調査の結果に対する必要な措置に関すること。 (6) 局区における特定要望の認定、対応及び公表の総括に関すること。 (7) 局区における特定要望を受けた職員への適切な指導監督等に関すること。 (8) 局区における行政対象暴力に対する職員への適切な指導監督及び体制の整備等に関すること。 (9) 局区における職員の服務規律の維持及び倫理の保持に係る指導監督及び助言に関すること。 (10)その他総括責任者が必要と認める事項
局区コンプライアンス 推進員	当該局区に属する総務担当課長その他局区責任者が指定する課長	 (1) 局区の所掌事務に係る内部監察の事務に関すること。 (2) 局区における不祥事対策に係る職員の相談及び指導監督等に関すること。 (3) 局区における不祥事防止研修の事務に関すること。 (4) 局区の所掌事務に係る内部通報の調査及びその結果に対する必要な措置の総合調整に関すること。 (5) 局区における特定要望の認定、対応及び公表の総合調整に関すること。 (6) 局区における特定要望を受けた職員への適切な指導監督等に関すること。 (7) 局区における行政対象暴力に対する局区内の総合調整及び関係機関との連絡調整に関すること。 (8) 局区における職員の服務規律の維持及び倫理の保持に係る相談、指導及び助言に関すること。 (9) その他局区責任者が必要と認める事項

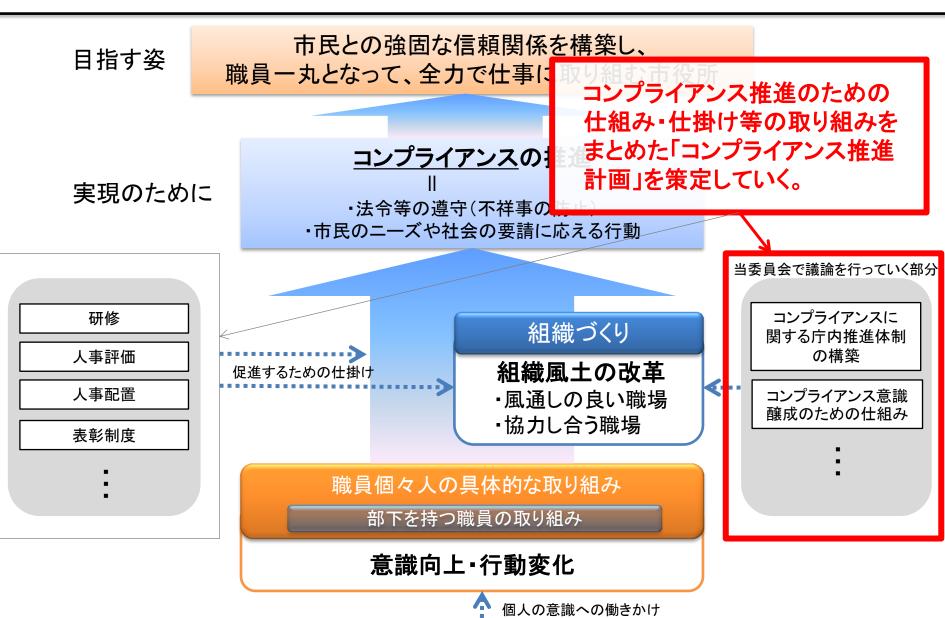
庁内推進体制(案)



不適正事務や不祥事等を減らしていくために



委員会の今後のミッション



行動規範集